

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十三号の項中「野依町字井原四十一番二十六」を「東七根町字大山二百二十三番」に、「西尾市家武町柳本五番」を「愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田四十三番一」に改め、同表百一号の項中「八竜町」を「三種町」に改め、同表百八号の項中「宮城県玉造郡鳴子町」を「大崎市鳴子温泉」に、「十八番の二」を「十八番二」に改め、同表百二十六号の項中「千葉県山武郡」を「山武市」に改め、同表百五十六号の項中「七十三番一」を「七十一番八」に改め、同表百五十八号の項中「から同市清見町牧ヶ洞字中島二千三百三十八番一まで」を「から同市上切町九百二番一まで」に改め、同表百六十三号の項中「京都府相楽郡山城町大字上狛小字」を「木津川市山城町上狛」に改め、同表二百十号の項中「由布市湯布院町川北字大熊野千五百八十五番十二まで及び」及び「大字木上字小柳三百九十一番の三から同市」を削り、「六百七十五番の一」を「六百七十五番一」に改め、同表二百七十一号の項の次に次のように加える。

二百八十三号	釜石市甲子町第七地割百五十四番五から遠野市上郷町平野原参地割二十番二まで（釜石市甲子町第七地割百五十四番五から同市甲子町第壱地割九十番二十二を経て遠野市上郷町平野原参地割二十番二までを除く。）
--------	--

別表三百五十七号の項の次に次のように加える。

三百七十五号	東広島市西条町馬木千二百六十一番八から同市西条町上三永字下泓八百三十九番一まで及び三次市三次町二千六百三十番から同市三次町二千六百二十一番まで
--------	---

別表四百七十号の項中「洲衛老参部十一番四」を「本江百一番一」に改め、同表四百八十三号の項中「養父市八鹿町高柳字ナベ二千百四十六番一」を「豊岡市上佐野字長尾谷四百十五番二」に改め、同表四百九十七号の項中「伊万里市南波多町府招字長田三千三十五番」を「松浦市志佐町浦免字寺田二百八十七番四」に改める。

附 則

この政令は、平成十九年三月一日から施行する。ただし、別表二十三号の項、百一号の項、百八号の項、百二十六号の項及び百五十六号の項の改正規定は同年二月二十六日から、同表百六十三号の項の改正規定は

同年三月十二日から、同表二百七十一号の項の次に一項を加える改正規定は同月十八日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。